コメの放射性物質検査を実施します

県では、平成26年産米の安全性を確認するため、国・市町村および生産者団体などと連携し、放射性物質の検査を実施します。対象は、コメを作付けしている県内全ての市町村です。

コメの出荷自粛をお願いします
農家の皆さんは、旧市町村※1ごとの検査結果が出るまで、コメの出荷・販売・譲渡および贈答をしないでください。

旧市町村（※1）ごとに行われる検査の結果、コメの安全性が確認できるまで、出荷・販売・譲渡および贈答をしないようお願いします。出荷自粛が解除されるまで、旧市町村（※1）ごとに（属地で）区分して保管してください。

出荷自粛の解除は、県が行う検査結果に基づき実施しますので、ご理解、ご協力をお願いします。検査結果は県・市のホームページや防災行政無線放送などで速やかにお知らせします。

※1　旧市町村（昭和25年当時）佐沼町、新田村、北方村、宝江村、登米町、米川村、錦織村、米谷町、石森町、上沼村、浅水村、豊里町、米山村、吉田村、石越村、南方村、柳津町、横山村

■調査の流れ

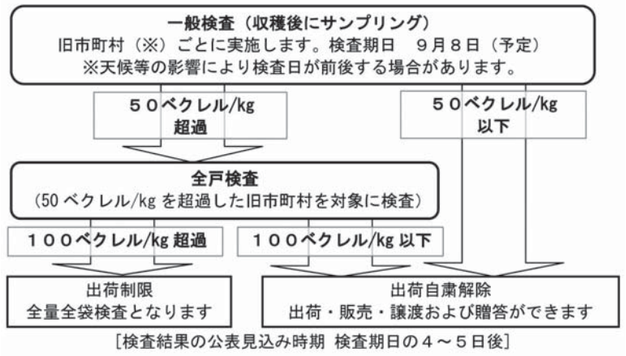

■この件に関する問い合わせ先

名　称	電話番号	担当区域
県登米農業改良普及センター	0220(22)6127	登米市
市産業経済部　農産園芸畜産課	0220(34)2713	登米市
みやぎ登米農業協同組合　営農経済部（営農企画課）	0220(23)1600	登米市（津山除き）
南三陸農業協同組合　営農生活部（営農販売課）	0226(31)4554	登米市津山町

災害公営住宅の入居者を再募集します

◉**東和日面第二住宅**（新築）
（東和町米谷字日面56番地）
募集戸数／1戸（3LDK）
家賃月額／7900円～6万8100円
駐車場あり

◉**豊里横町住宅**（新築）
（豊里町横町25番地1）
募集戸数／1戸（3LDK）
家賃月額／7900円～6万8100円
駐車場あり

【募集対象者】東日本大震災で被災して住居を失い、現在住む場所に困っている世帯
※他市町村の災害公営住宅と重複での申し込みはできません

【入居資格】❶住居が全壊・全流失または、大規模半壊および半壊となって住宅を解体した世帯（り災証明で世帯を確認します。家族を不自然に分離しての入居はできません）❷現在、仮設住宅および応急仮設住宅（みなし仮設）に入居、または居住不可能な住宅に間借りしている世帯（すでに一般のアパートなどに入居している場合は対象外）❸生活再生支援金（加算支援金）を受給していないこと❹入居者全員に市税の滞納がないこと❺申込者または同居予定者が暴力団員でないこと
※震災発生時に登米市内に居住（住所を有する）していた世帯が優先されます。
※小学校就学前の子どものいる世帯、身体障がい者、70歳以上で構成された世帯、18歳以下の子どものいる母子・父子世帯は優先世帯となります。

【申込期限】9月12日（金）
※期限厳守

【申し込み・問い合わせ】住宅都市整備課（住宅管理係）
☎0220(34)2316

地震への備えに！

「耐震改修助成事業」をご利用ください

3年前に発生した東日本大震災では市内でも多くの被害が出ました。地震は防ぐことができない自然災害で、いつ起こるか予測できないものです。しかし、地震災害に備えることで被害を少なくすることができます。

市では、お住まいの木造住宅の耐震診断、耐震補強工事などに対する助成事業を実施しています。申込件数に限りがありますので、早めにお申し込みください。

■市が助成する耐震改修事業

区分	耐震診断	耐震改修工事	ブロック塀などの撤去	生垣などの設置
事業の内容	専門家による木造住宅の耐震度合いの診断に対し、その費用の一部を補助します	壁や基礎の補強、腐食部分の改良などを行うことによって、地震に対する安全性を高める工事に対し、費用の一部を補助します	倒壊の恐れがある危険なブロック塀などを取り壊す場合、その費用の一部を補助します	危険なブロック塀などの撤去に伴う新たな塀の設置工事に対し、その費用の一部を補助します
補助対象	❶昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅 ❷木造平屋建てから木造3階建てまでの住宅 ❸過去に耐震診断、または改修計画などを受けていないこと	市の耐震診断助成事業実施要綱に基づき耐震改修計画を策定した住宅、もしくは今後受ける耐震診断の総合評点が1.0未満の住宅で、改修工事完了後の総合評点が1.0以上となる工事	❶スクールゾーン内の通学路などの路面から高さが1㍍以上（擁壁上の場合は60㌢以上） ❷平成14年度以降の実態調査、また今後行う実態調査の判定が「D・E」 ❸一部撤去の場合は、道路からの高さを50㌢以下に改修する場合	❶危険ブロック塀などの撤去跡地への軽量な塀の設置工事 ❷高さ1㍍以上の苗木を50㌢以下の間隔で設置 ❸高さ60㌢以上のフェンスや板塀の設置
補助額など	市負担額＝14万円 個人負担額＝8,300円（200㎡以下）～39,200円（340㎡を超える） ※住宅の延べ床面積によって異なります。	上限＝30万円 補助率＝対象経費の1/3 また、工事内容により下記の加算制度があります。 ❶10万円以上のリフォーム工事を同時に実施した場合 上限＝25万円 ❷リフォーム工事がない場合 上限＝15万円	補助額＝4千円／㎡ 上限＝15万円	補助額＝4千円／m 上限＝10万円 補助率＝1/3
募集件数	48件	10件	5件	5件
申込期限	平成26年12月19日（金）まで			
申込方法	建設部住宅都市整備課（中田庁舎内）または、各総合支所市民課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入の上、お申し込みください			
問い合わせ	建設部住宅都市整備課（建築係）　☎0220(34)2316			

※建物の規模などの状況によって、耐震改修経費や個人負担額に違いが出る場合がありますので、ご注意ください。

屋外広告物の設置には許可が必要です

屋外広告物を設置するためには、さまざまな規制があり、県の許可が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

【屋外広告物とは】
▶店や会社の壁面に掲示する文字や絵▶道端に設置する案内看板や宣伝、貼り紙▶広告塔や電光掲示板▶その他、建物の外に継続して表示するものは、全て屋外広告物となります（事業所や自己敷地内に表示するものも含みます）

【地域による規制】
◉**表示できない地域（禁止地域）**❶高速自動車道から500㍍以内❷自然環境保全区域❸文化財の周囲50㍍以内など（自家用広告物など、表示できる場合があります）
◉**許可が必要な地域（許可地域）**❶登米市都市計画区域内❷国県道から500㍍以内など

その他、大きさや表示方法など、さまざまな規制がありますので、設置の際にはお問い合わせください。

【問い合わせ】県土木事務所登米地域事務所（行政班）
☎0220(22)2494
http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-tmdbk/koukoku-pr.html